**選挙運動用自動車賃貸借契約書**

北海道議会議員選挙（　　　　　　選挙区）候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、選挙運動用自動車の賃貸借について次のとおり契約を締結する。

１　使用目的

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条の規定により、選挙運動のために使用する。

２　車種及び登録番号（又は車両番号）

３　台　　　数　　　　　　　　１台

４　使用期間

　　令和　　年　　月　　日から

　　 　　　日間

　　令和　　年　　月　　日まで

５　契約金額　　　　　　　　円（１日につき　　　　　　円）

　　〔うち消費税及び地方消費税の額　　金　　　　　　　円〕

　　（注）〔　　〕書きの部分は、供給人が課税事業者である場合に使用する。

６　使用上の義務等

甲は、法令に従い、本件自動車の運行義務を負うことはもちろん、乙の定める約款に従う義務を負う。

７　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年北海道条例第３号）の規定に基づき北海道に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、北海道に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北海道には請求ができない。

８　そ　の　他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　北海道議会議員選挙（　　　　　　選挙区）候補者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 甲 | 住　所 |  |
|  | |
| 氏　名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 乙 | 住　所 |  |
|  | |
| 氏　名 |  |

　　　　　　（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載）

**選挙運動用自動車燃料供給契約書**

北海道議会議員選挙（　　　　　　選挙区）候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条に規定する選挙運動用自動車の燃料供給について次のとおり契約を締結する。

１　供給する期間

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで

２　供給場所

|  |  |
| --- | --- |
| 所　在　地 |  |
| 名　　　称 |  |

３　燃料の供給を受ける自動車の車種及び登録番号（又は車両番号）

４　金　　　　額

　（１）単価１当たり　　　　円

　　　　（うち消費税及び地方消費税　　　　　　円、軽油引取税　　　　　　円）

　（２）予定供給総量　　　　　　　　　　

　（３）金　　　　額　　　　　　　　　　円

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年北海道条例第３号）の規定に基づき北海道に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、北海道に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北海道には請求ができない。

６　そ　の　他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　北海道議会議員選挙（　　　　　　選挙区）候補者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 甲 | 住　所 |  |
|  | |
| 氏　名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 乙 | 住　所 |  |
|  | |
| 氏　名 |  |

　　　　　　（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載）

**選挙運動用自動車運転契約書**

北海道議会議員選挙（　　　　　　選挙区）候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、甲が使用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第141条に規定する選挙運動用自動車の運転について次のとおり契約を締結する。

１　運転する期間

　　令和　　年　　月　　日から

　　 　　　日間

　　令和　　年　　月　　日まで

２　契約金額　　　　　　　　　円　（１日につき　　　　　円）

３　運転する自動車の車種及び登録番号（又は車両番号）

４　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年北海道条例第３号）の規定に基づき北海道に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、北海道に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北海道には請求ができない。

５　そ　の　他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　北海道議会議員選挙（　　　　　　選挙区）候補者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 甲 | 住　所 |  |
|  | |
| 氏　名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 乙 | 住　所 |  |
|  | |
| 氏　名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収　入 |  |
| 割  　　　 印 | |
| 印　紙 |  |

**選挙運動用ビラ作成契約書**

北海道議会議員選挙（　　　　　　選挙区）候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　　名

　　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第142条に規定する選挙運動用ビラ（　　種類）

２　数　　　量（種類１）　　　　　　　枚

（種類２）　　　　　　　枚

３　契約金額（種類１）　　　　　円（単価　　円　　銭）

（種類２）　　　　　円（単価　　円　　銭）

　　〔うち消費税及び地方消費税額　金　　　　　　　　円〕

　　（注）〔　　〕書きの部分は、供給人が課税事業者である場合に使用する。

４　納入期限

　　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年北海道条例第３号）の規定に基づき北海道に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、北海道に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北海道には請求ができない。

６　そ　の　他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　北海道議会議員選挙（　　　　　　選挙区）候補者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 甲 | 住　所 |  |
|  | |
| 氏　名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 乙 | 住　所 |  |
|  | |
| 氏　名 |  |

　　　　　　（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 収　入 |  |
| 割  　　　 印 | |
| 印　紙 |  |

**選挙運動用ポスター作成契約書**

北海道議会議員選挙（　　　　　　選挙区）候補者　　　　　　　　（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、印刷物の作成について次のとおり契約を締結する。

１　品　　　名

　　公職選挙法（昭和25年法律第100号）第143条に規定するポスター

２　数　　　量　　　　　　　　枚

３　契約金額　　　　　　　　　円　（単価　　　円）

　　〔うち消費税及び地方消費税額　金　　　　　　　円〕

　　（注）〔　　〕書きの部分は、供給人が課税事業者である場合に使用する。

４　納入期限

　　令和　　年　　月　　日

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は、北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成６年北海道条例第３号）の規定に基づき北海道に対し請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、北海道に請求する金額が、契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲が公職選挙法第93条（供託物の没収）の規定に該当した場合は、乙は北海道には請求ができない。

６　そ　の　他

　　令和　　年　　月　　日

　　　　　北海道議会議員選挙（　　　　　　選挙区）候補者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 甲 | 住　所 |  |
|  | |
| 氏　名 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 乙 | 住　所 |  |
|  | |
| 氏　名 |  |

　　　　　　（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名を記載）